

神奈川県労働局 発表
平成 25 年 11 月 28 日

神奈川県労働局労働基準部
監督課長 池内 伸好
主任監察監督官 古屋 強
電話 045 (211) 7351

医療分野の「雇用の質」の向上のための取組について

神奈川県労働局（局長 久保村日出男）では、県民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、医療に携わる人材の定着・育成を図ることが不可欠であり、そのためには医療機関全体で「雇用の質」の向上が重要との認識の下、次の取組を行っていますが、今般、下記 2 のとおり医療分野の「雇用の質」の向上のための研修会の開催日時等が決まりましたので、お知らせします。

1 神奈川県企画委員会の設置・運営

医療分野の「雇用の質」の向上のための取組を進めるに当たって、医療機関や医療従事者の置かれている状況等の情報を共有するとともに、地域の医療機関に共通する課題とその解決のための方策等を議論する場として、神奈川県企画委員会を設置・運営している。本年度の 1 回目は 9 月 2 日に開催。

構成員は、神奈川県医師会、神奈川県病院協会、神奈川県看護協会、神奈川県薬剤師会、神奈川県病院薬剤師会、神奈川県看護部長会、神奈川県、神奈川県労働局

2 医療分野の「雇用の質」の向上のための研修会

医療機関の経営者や労務管理責任者を対象として、勤務環境の改善のための課題等を把握し、これを改善させるための主体的な取組を促進してもらうことを目的として研修会の実施を予定している。

実施日時 平成 26 年 2 月 7 日（金） 伊勢原市中央公民館

（伊勢原市東大竹 1-21-1）

平成 26 年 2 月 21 日（金） 神奈川県薬剤師会総合薬事保健センター

（横浜市磯子区西町 14-11）

内容 ①勤務環境改善等に向けた取組事例、②職場におけるメンタルヘルス対策、③労務管理の基礎知識、④看護師等を確保するための効果的な方法、⑤仕事と家庭の両立支援

3 医療労働専門相談員による支援

医療分野に特化した専門の相談員（社会保険労務士）を配置している。

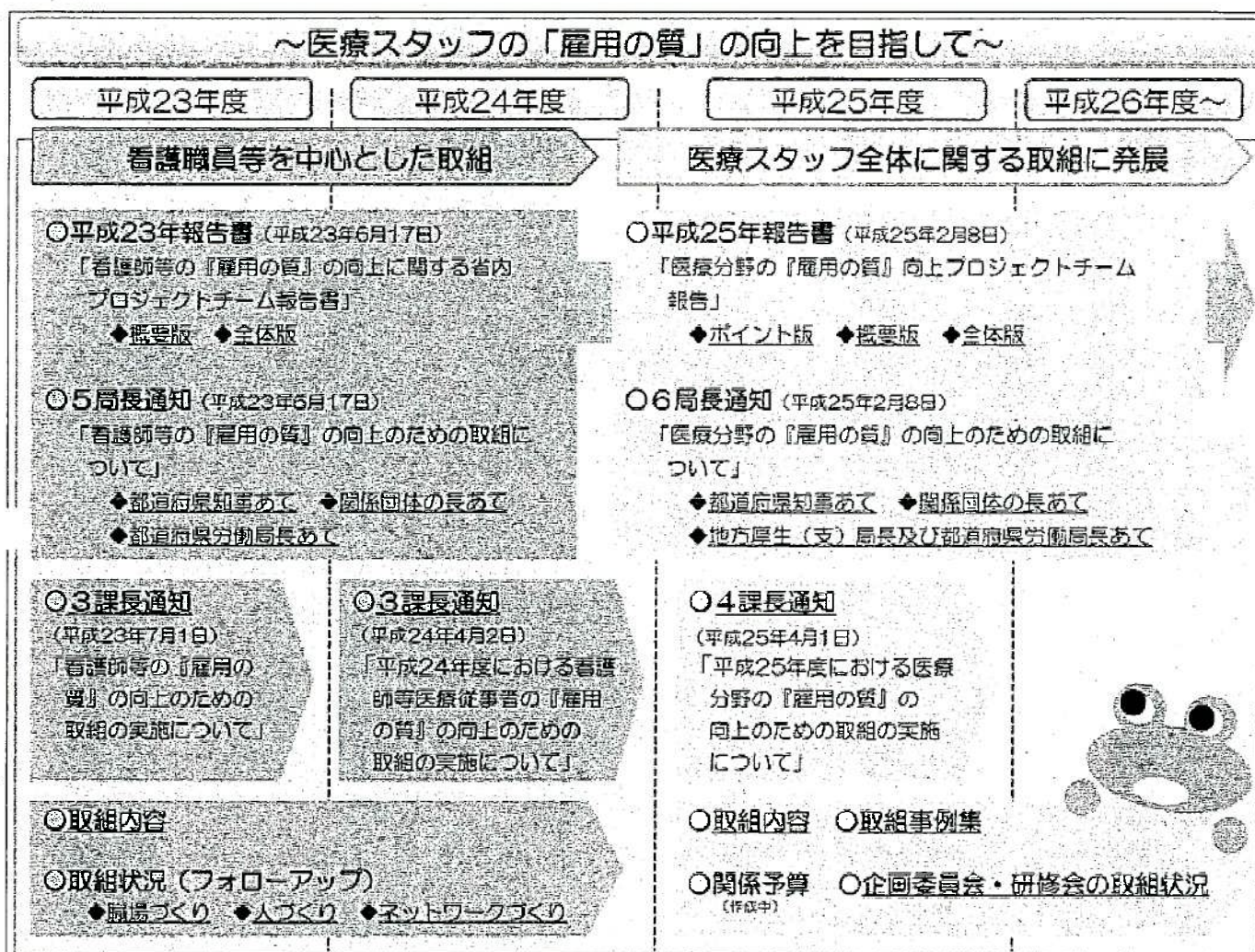
内容 ①医療機関の状況に応じた相談支援、②関係団体等が開催する講習会への参画、③医療機関の主体的な取組の参考となる事例の収集 など

《参考 厚生労働省における医療分野の「雇用の質」の向上のための取組の概要》

医療スタッフの「雇用の質」の向上のための取組の経緯

医療分野の「雇用の質」向上プロジェクトチーム報告（概要）

医療スタッフの「雇用の質」の向上にののための取組の経緯



人口減少、若い世代の職業意識の変化、医療ニーズの多様化に加え、医師等の偏在などを背景として医療機関における医療スタッフの確保が困難な中、国民の皆様が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、医療分野の勤務環境の改善により、医療に携わる人材の定着・育成を図ることが必要不可欠です。特に、長時間労働や当直、夜勤・交代制勤務など厳しい勤務環境にある医師や看護職員等が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっています。

そのため、厚生労働省では、平成23年6月に取りまとめた「看護師等の『雇用の質』の向上に関する省内プロジェクトチーム報告書」に基づき、看護職員を中心とした医療スタッフの勤務環境の改善に関する様々な取組を進めてきました。

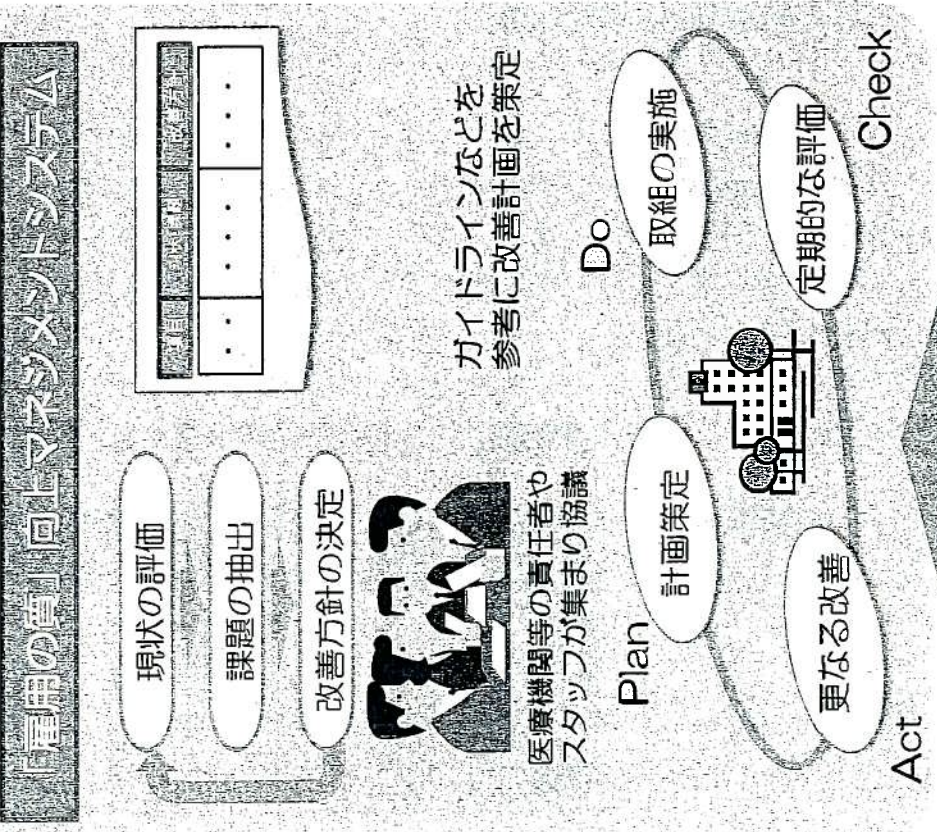
今後、これまでの取組の更なる充実・強化を図るためには、医師や看護職員等の幅広い医療スタッフを含めた医療機関全体で「雇用の質」の向上に取り組むことが重要であるとの認識の下、平成25年以降の対応を含めた検討の結果を、「医療分野の『雇用の質』向上プロジェクトチーム報告」として取りまとめております。

引き続き、上記の報告書に基づき、医療施策、労働施策双方から、医療関係団体、医療現場のご意見なども踏まえながら、医療スタッフ全体の「雇用の質」の向上のための様々な取組を進めていきます。

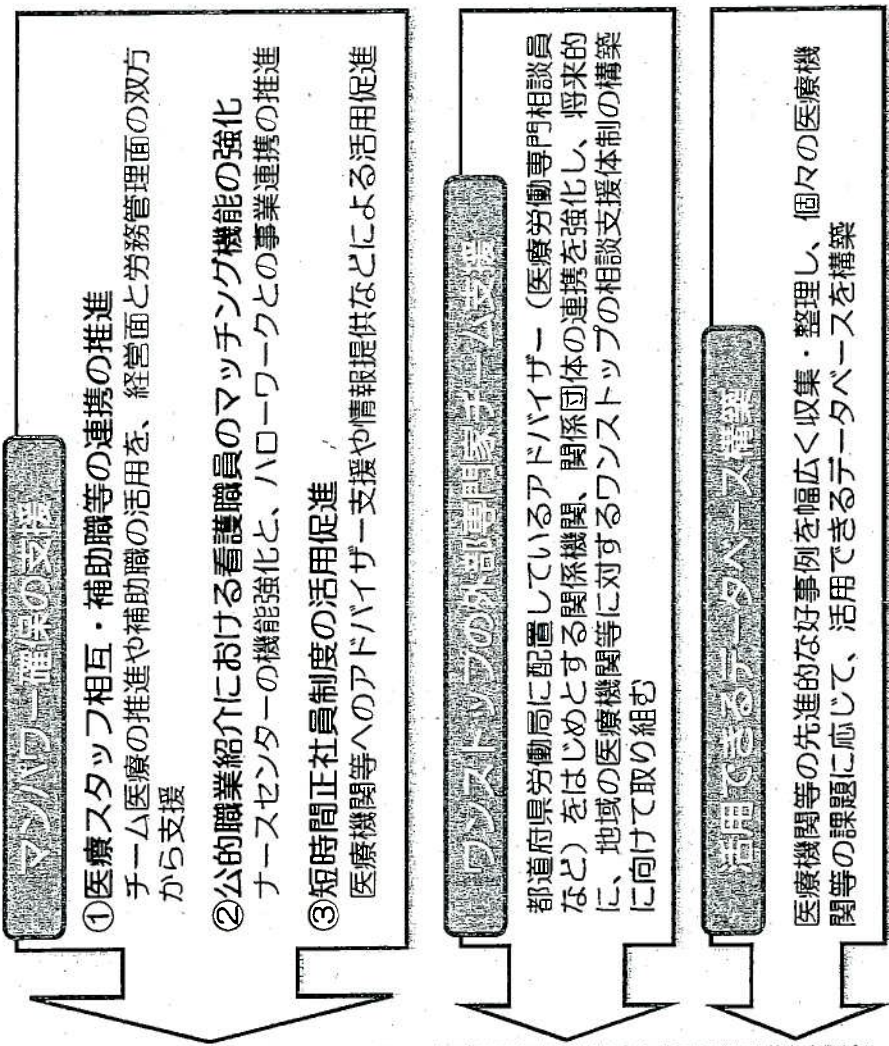
医療分野の「雇用の質」向上プロジェクトチーム報告 【ポイント】

- 医療機関等の責任者などがスタッフと協力して、「雇用の質」向上に取り組みするための自主的な勤務環境改善活動を促進するシステム（「雇用の質」向上マネジメントシステム）を構築する
- 行政は、施策の縦割りを超え、幅広い関連施策を総動員して医療機関等の取組をバックアップ

各医療機関等の取組組み



行政による医療機関への支援



医療分野の「雇用の質」向上プロジェクトチーム報告 【概要】

1. 医療分野の「雇用の質」向上の必要性

人口減少、若い世代の職業意識の変化、医療ニーズの多様化に加え、医師等の偏在などを背景として医療機関等による医療スタッフの確保が困難な中、国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、医療分野の勤務環境の改善により、医療に携わる人材の定着・育成を図ることが必要不可欠であり、特に、長時間労働や当直、夜勤・交代制勤務など厳しい勤務環境にある医師や看護職員等が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっている。

2. 取組の基本方針

- (1) 幅広い医療スタッフが「連携」して、医療機関全体で「雇用の質」の向上に取り組むこと。
- (2) 旧来の職場習慣の「あたりまえ」を再考し、医療機関各診療科、各職種のトップとスタッフが、多様なアイデアや取組を「連携」させて改善を進めること。
- (3) 経営基盤の弱い中小を含む医療機関経営に役立つ改善策を、幅広い専門家や地域の関係者などが「連携」して多様なアイデアを集結させること。
- (4) 縦割りになりがちな行政による支援策について、医療機関等のニーズに応えられるよう「連携」させて活用すること。
- (5) 中央レベルのみならず、地域レベルでも、医師会・病院団体、看護協会など医療関係団体と密接な「連携」を図った取組を進めること。

3. 目指す姿

各医療機関等が、幅広い医療スタッフと協力し、自らの医療機関等の勤務環境の現状を確認し、取り組むべき改善事項を決定し、実施するという自主的な勤務環境改善活動を促進するシステム（「雇用の質」向上マネジメントシステム）の構築・普及を図るとともに、医療機関等の活動への支援策を講ずる。

4. 「目指す姿」実現に向けた当面の取組方針と具体策

(1) 「雇用の質」向上マネジメントシステム（仮称）に向けて

平成25年1月より、医療分野や労務管理等の専門知識を有する有識者から成る研究班を立ち上げ、「雇用の質」向上マネジメントシステムの具体化に向けた調査研究・検討をスタート。

(2) 医療機関支援の具体的メニュー

① マンパワー確保の支援

i) 医療スタッフ相互・補助職等の連携の推進

チーム医療の推進や補助職の活用により医療スタッフの業務負担の軽減を図るため、都道府県労働局に配置している医療機関向けのアドバイザー（医療労働専門相談員など）や経営の専門家である医業経営コンサルタント等が連携し、経営面、労務管理面の双方からワンストップでアドバイスする相談支援体制を構築する。

ii) 公的職業紹介機関における看護職員のマッチング機能の強化

看護職員の確保に苦勞している医療経営者や、看護職員資格を有する求職者からの公的な職業紹介機能の強化を求める声を踏まえ、ナースセンターのマッチング機能強化や、システムや提供サービスの改善に向けた検討を開始するとともに、ハローワークとの連携・協働による看護職員の人材確保に向けたモデル事業を実施する。

iii) 短時間正社員制度の活用促進

医療機関等での短時間正社員制度の活用促進に向け、都道府県労働局に配置している医療機関向けのアドバイザー（医療労働専門相談員など）による支援や、短時間正社員制度導入支援ナビを活用した情報提供を行う。また、短時間正社員制度の導入に当たり、医療機関等のニーズに応じた各種助成金などを活用する。

iv) 薬剤師会の求人・求職機能の強化

薬剤師会が行っている求人・求職事業について、周知などにより活用促進を図るとともに、関係団体のホームページを活用して、就業経験を持つ即戦力人材の再就業を促進する。

② ワンストップの外部専門家チーム支援

医療機関等の勤務環境改善に関わる各種の相談支援制度や公的な支援（補助）制度について、各医療機関等のニーズを踏まえた活用を図るため、都道府県労働局に配置しているアドバイザー（医療労働専門相談員など）をはじめとする関係機関、関係団体の連携を強化し、将来的に、地域の医療機関等に対するワンストップの相談体制構築に向けて取り組む。

③ 活用できるデータベース構築

医療機関等の勤務環境の改善に関する好事例を幅広く収集・整理した上で、個々の医療機関等の課題に応じて活用できるデータベースを構築する。具体的には、中小の医療機関等での活用などにも配慮し、具体的な取組のプロセスをわかりやすく紹介したサイトを立ち上げる。

(3) 「医療分野の雇用の質」の専門的人材育成

① 労働時間管理者等の育成

医療機関全体で「雇用の質」向上に取り組むため、看護師長等を対象に都道府県レベルで開催されている研修会に、院長、理事長、事務局長や管理職候補の者への参加を呼びかけ、労務管理の重要性を理解してもらうとともに、経営支援の観点も踏まえ、日本医業経営コンサルタント協会等と連携した研修を開催するなど充実強化を図る。

② 医療労働専門相談員等の育成

医療労働専門相談員等を育成するため、「医療に関する知識」についての重点的な研修を実施するとともに、医療労働専門相談員等が地域の医療機関等のパートナーとして幅広く活用されるようその周知を行う。また、医療機関支援のワンストップの相談体制構築に向けた連携マニュアルを作成する。

(4) 地域レベルのネットワーク推進

企画委員会を、幅広い関係者の参画の下、地域の共通課題を持ち込むプラットフォームとして機能させるため、中央レベルにおいても、医療関係団体との協力関係の連携強化を図るとともに、厚生労働省ホームページに開設したサイトを活用するなどして、全国の企画委員会の取組状況を広く情報提供する。